

漁業の禁止及び制限区域一覧表

位置番号	水系別	漁 法	区 域	期 間
1	あゆ 友釣専用区	吉賀町七日市、坂折谷川と高津川本流との合流点より下流0mの区域。	5月1日より9月11日午前5時まで。(但し、8月14日午前5時から正午までは網漁が行える。)	5月1日より8月13日までの昼間。
2	本 流	吉賀町柿木村大野原、月瀬頭首工より上流25m、下流50mの区域。	5月1日より8月14日午前5時まで。	(但し、8月14日午前5時から、網漁が行える。)
3	全面禁魚	吉賀町柿木村柿木、柿木小水力発電所取水口より上流50m、下流50mの区域。	5月1日より8月14日午前5時まで。	益田市匹見町広瀬、中国電力設置堰堤の中心線より下流180mの地点から、同町澄川、澄川発電所放水口に至る区域。
4	あゆ 友釣専用区	吉賀町柿木村柿木、相生橋上流端から300m上流の地点より、下流同町同、柿木小水力発電所放水口から下流200mに至る区域。	5月1日より9月11日午前5時まで。(但し、8月14日午前5時から正午までは網漁が行える。)	益田市匹見町澄川、中国電力設置堰堤の中心線から上流50m、下流182mの区域。
5	右ヶ谷川	吉賀町柿木村柿谷	1月1日より12月31日まで。	益田市白岩町、白岩頭首工より上流25m、下流50mの区域。
6	福川川	吉賀町柿木村柿木、坂本頭首工より上流25m、下流50mの区域。	5月1日より8月14日午前5時まで。	益田市神田町、隅頭首工より上流25m、下流50mの区域。
7	横道川 (ルアーハイマー)	津和野町左籠上横道、福谷川合流点から上流の全域。	1月1日より12月31日まで。(但し、解禁期間は、3月1日より8月31日まで。)	益田市横田町、劍先堰堤の中心線より上流50m、下流100mの区域。
8	全面禁魚	吉賀町柿木村下須、中国電力設置堰堤の中心線から上流50m、下流182mの区域。(内水面調整規則)	1月1日より12月31日まで。	益田市横田町、山口線鐵橋上流端より下流高津川本流と100mの区域。
9	屋間の 網漁禁止	吉賀町柿木村下須、中国電力設置堰堤の中心線より下流182mの地点から、津和野町枕瀬、日原発電所放水口に至る区域。	5月1日より8月13日までの昼間。	益田市横田町、山口線鐵橋上流端を除く高津川合流点に至る区域。(内水面調整規則)
10	あゆ 友釣専用区	津和野町日原、法師橋上流端から400m上流の地点より同橋下流端より600m下流に至る区域。	5月1日より9月15日午前5時まで。(但し、8月14日午前5時から、正午まで網漁が行える。)	益田市横田町日原、法師橋上流端より下流50m、下流100mの区域。
11	津和野川	こいの刺綱、投網、釣漁の禁止	3月15日より6月30日まで。	益田市横田町地内、山口線鐵橋上流端から上流50mの区域。
12	全面禁魚	津和野町鷲原、南谷川合流点より下流同町後田地内、天津堰堤下流端に至る区域。(内水面調整規則他)	1月1日より12月31日まで。	益田橋下流端に至る区域。(内水面調整規則)
13	あゆ 友釣専用区	津和野町河村、国道9号線池村第1洞門下流端に至る区域。	1月1日より12月31日まで。	益田市安富町、西益田大橋上流端より下流同飯田町、飯田橋下流端に至る区域。(内水面調整規則)
14	本 流	津和野町青原、青原駐在所前消防路下流端より下流同町同、添谷橋下流端に至る区域。	5月1日より8月14日午前5時まで。	10月6日より11月30日午前5時まで。
15	全面禁魚	益田市向横田町、卵の木頭首工より上流25m、下流50mの区域。	5月1日より8月14日午前5時まで。	竿釣は、11月30日午後5時まで。
16	あゆ 友釣専用区	益田市向横田町、向横田大橋上流端より下流同町、匹見川合流点に至る区域。	5月1日より8月14日午前5時まで。	網漁は、11月30日午後5時まで。
17	伊源谷川	益田市匹見町紙祖。(内水面調整規則)	1月1日より12月31日まで。	(1) 全川全面禁漁 (天然あゆ資源を豊かにするための保護対策として) 但し、遊漁者については、投網、あゆ釣に限り全川禁漁。
18	加令谷川	益田市匹見町紙祖。(内水面調整規則)	1月1日より12月31日まで。	10月11日午前0時より 11月30日午後12時まで。
19	全面禁魚	益田市匹見町道川、中国電力匹見発電所取水堰堤から同町匹見、魚飛橋下流端に至る(支流も含む)区域。	1月1日より12月31日まで。	(2) 刺網、投網の昼間の操業時間は、日の出より午前12時まで。 リ 夜間の操業時間は、日の入りより午後12時まで。
20	匹見川	益田市匹見町匹見、広見川との合流点から同町同、紙祖川との合流点に至る区域と、同合流点から同町紙祖、諏訪頭首工に至る区域。	5月1日より9月30日まで。	(3) 漂流魚の釣漁法の禁止。(内水面調整規則)
21	全面禁魚	益田市匹見町広瀬、中国電力設置堰堤の中心線から上流50m、下流180mの区域。(内水面調整規則)	1月1日より12月31日まで。	9月1日より翌年2月末日まで。
22	全面禁魚	益田市匹見町広瀬、口板堰堤より上流25m、下流50mの区域。	5月1日より8月14日午前5時まで。	(4) 全長15cm以下のやまめ、あまさご、ます類の採捕禁止。(内水面調整規則) (5) 全長18cm以下のごせぎ、いわなの採捕禁止。(内水面調整規則) (6) 堤堤を利用する網漁法の禁止。(内水面調整規則)

※ 放流には多額の経費がかかっています。益までの組合出荷にご協力願います。

位置番号	水系別	漁 法	区 域	期 間
23	あゆ 友釣専用区	益田市匹見町広瀬、中国電力設置堰堤の中心線より下流180mの地点から、同町澄川、澄川発電所放水口に至る区域。(但し、8月14日午前5時から、網漁が行える。)	5月1日より8月13日までの昼間。	5月1日より8月13日までの昼間。
24	全面禁魚	益田市匹見町澄川、中国電力設置堰堤の中心線から上流50m、下流182mの区域。(内水面調整規則)	1月1日より12月31日まで。	(但し、8月14日午前5時から正午まで。
25	あゆ 友釣専用区	益田市匹見町澄川、中国電力設置堰堤の中心線から上流50m、下流182mの地点から、猪木谷町、豊木谷町、猪木谷町、豊木谷町に至る区域。	5月1日より8月13日までの昼間。	5月1日より8月13日までの昼間。
26	全面禁魚	益田市匹見町澄川、中国電力設置堰堤の中心線より下流182mの地点から、猪木谷町、豊木谷町、猪木谷町、豊木谷町に至る区域。	5月1日より8月13日までの昼間。	(但し、8月14日午前5時から、網漁が行える。)
27	匹見川	全面禁漁	益田市白岩町、白岩頭首工より上流25m、下流50mの区域。	益田市白岩町、白岩頭首工より上流25m、下流50mの区域。
28	全面禁漁	益田市神田町、隅頭首工より上流25m、下流50mの区域。	益田市神田町、隅頭首工より上流25m、下流50mの区域。	益田市神田町、本郷寺頭首工より上流25m、下流50mの区域。
29	全面禁魚	益田市横田町、劍先堰堤の中心線より上流50m、下流100mの区域。	益田市横田町、劍先堰堤の中心線より上流50m、下流100mの区域。	益田市横田町、劍先堰堤の中心線より上流50m、下流100mの区域。
30	全面禁魚	益田市横田町、山口線鐵橋上流端より下流高津川本流と100mの区域。	益田市横田町、山口線鐵橋上流端を除く高津川合流点に至る区域。(内水面調整規則)	益田市横田町、山口線鐵橋上流端より下流50m、下流100mの区域。
31	あゆ 友釣専用区	益田市横田町、山口線鐵橋上流端より下流50m、下流100mの区域。	益田市横田町、山口線鐵橋上流端より下流50m、下流100mの区域。	益田市横田町、山口線鐵橋上流端より下流50m、下流100mの区域。
32	全面禁漁	益田市横田町地内、山口線鐵橋上流端から上流50mの地点より下流、中原橋堰堤の上流端に至る区域。(内水面調整規則)	益田市横田町地内、山口線鐵橋上流端から上流50mの地点より下流、中原橋堰堤の上流端に至る区域。(内水面調整規則)	益田市横田町地内、山口線鐵橋上流端から上流50mの地点より下流、中原橋堰堤の上流端に至る区域。(内水面調整規則)
33	後 川	全面禁漁	益田市安富町、西益田大橋上流端より下流同飯田町、飯田橋下流端に至る区域。(内水面調整規則)	益田市安富町、西益田大橋上流端より下流同飯田町、飯田橋下流端に至る区域。(内水面調整規則)
34	本 流 (產卵場)	益田市安富町、西益田大橋上流端より下流同飯田町、飯田橋下流端に至る区域。(内水面調整規則)	10月6日より 竿釣は、11月30日午後5時まで。	10月6日より 竿釣は、11月30日午後5時まで。
35	本 流	カヌー 優先区	津和野町池村「道の駅シルクウェイにちはら」の裏、親水公園上下流の立看板の間150mの区域。(カヌー利用者が優先となります。ご協力下さい。)	6月1日より9月30日まで。
高津川水系全域				
17	全面禁魚	益田市匹見町紙祖。(内水面調整規則)	1月1日より12月31日まで。	(1) 全川全面禁漁 (天然あゆ資源を豊かにするための保護対策として) 但し、遊漁者については、投網、あゆ釣に限り全川禁漁。
18	全面禁魚	益田市匹見町紙祖。(内水面調整規則)	1月1日より12月31日まで。	10月11日午前0時より 11月30日午後12時まで。
19	全面禁魚	益田市匹見町道川、中国電力匹見発電所取水堰堤から同町匹見、魚飛橋下流端に至る(支流も含む)区域。	1月1日より12月31日まで。	(2) 刺網、投網の昼間の操業時間は、日の出より午前12時まで。 リ 夜間の操業時間は、日の入りより午後12時まで。
20	あゆ 友釣専用区	益田市匹見町匹見、広見川との合流点から同町同、紙祖川との合流点に至る区域と、同合流点から同町紙祖、諏訪頭首工に至る区域。	5月1日より8月14日午前5時まで。	(3) 漂流魚の釣漁法の禁止。(内水面調整規則)
21	全面禁魚	益田市匹見町広瀬、中国電力設置堰堤の中心線から上流50m、下流180mの区域。(内水面調整規則)	1月1日より12月31日まで。	9月1日より翌年2月末日まで。
22	全面禁魚	益田市匹見町広瀬、口板堰堤より上流25m、下流50mの区域。	5月1日より8月14日午前5時まで。	(4) 全長15cm以下のやまめ、あまさご、ます類の採捕禁止。(内水面調整規則) (5) 全長18cm以下のごせぎ、いわなの採捕禁止。(内水面調整規則) (6) 堤堤を利用する網漁法の禁止。(内水面調整規則)

※ 5月1日及び5月26日からの制限期間があつても、あゆの解禁日とは関係ありません。
※ 竿釣のあゆ解禁日は5月20日午前5時です。
※ 網解禁日は6月7日の日没からです。(但し、7日・8日の操業は午後9時までです。)

※ 病原菌の移入を防ぐため、他河川から種アユの持込み・外来魚等の放流廃棄は禁止します。
※ 感染症の他河川及び高津川水系内の相互感染防止のため、漁業で使用した竿・タビ・網等の漁具は必ず消毒して下さい。